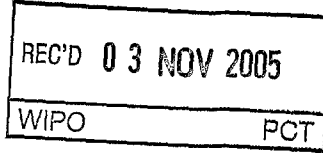


# 特許協力条約

PCT

特許性に関する国際予備報告 (特許協力条約第二章)

(法第 12 条、法施行規則第 56 条)  
[PCT36 条及び PCT 規則 70]



出願人又は代理人 の書類記号 FPCT30	今後の手続きについては、様式 PCT/IPEA/416 を参照すること。	
国際出願番号 PCT/JP2004/014230	国際出願日 (日.月.年) 29.09.2004	優先日 (日.月.年) 02.10.2003
国際特許分類 (IPC) Int.Cl. <sup>7</sup> C10L1/02, 1/18		
出願人 (氏名又は名称) サンケアフューエルズ株式会社		

1. この報告書は、PCT35 条に基づきこの国際予備審査機関で作成された国際予備審査報告である。  
法施行規則第 57 条 (PCT36 条) の規定に従い送付する。

2. この国際予備審査報告は、この表紙を含めて全部で 3 ページからなる。

3. この報告には次の附属物件も添付されている。

a.  附属書類は全部で 1 ページである。

補正されて、この報告の基礎とされた及び/又はこの国際予備審査機関が認めた訂正を含む明細書、請求の範囲及び/又は図面の用紙 (PCT 規則 70.16 及び実施細則第 607 号参照)

第 I 欄 4. 及び補充欄に示したように、出願時における国際出願の開示の範囲を超えた補正を含むものとこの国際予備審査機関が認定した差替え用紙

b.  電子媒体は全部で \_\_\_\_\_ (電子媒体の種類、数を示す)。  
配列表に関する補充欄に示すように、電子形式による配列表又は配列表に関連するテーブルを含む。  
(実施細則第 802 号参照)

4. この国際予備審査報告は、次の内容を含む。

第 I 欄 国際予備審査報告の基礎

第 II 欄 優先権

第 III 欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての国際予備審査報告の不作成

第 IV 欄 発明の単一性の欠如

第 V 欄 PCT35 条(2)に規定する新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解、それを裏付けるための文献及び説明

第 VI 欄 ある種の引用文献

第 VII 欄 国際出願の不備

第 VIII 欄 国際出願に対する意見

国際予備審査の請求書を受理した日 31.01.2005	国際予備審査報告を作成した日 18.10.2005
名称及びあて先 日本国特許庁 (IPEA/JP) 郵便番号 100-8915 東京都千代田区霞が関三丁目 4 番 3 号	特許庁審査官 (権限のある職員) 近藤 政克 電話番号 03-3581-1101 内線 3483

第I欄 報告の基礎

1. 言語に関し、この予備審査報告は以下のものを基礎とした。

- 出願時の言語による国際出願
- 出願時の言語から次の目的のための言語である \_\_\_\_\_ 語に翻訳された、この国際出願の翻訳文
  - 国際調査 (PCT規則12.3(a)及び23.1(b))
  - 国際公開 (PCT規則12.4(a))
  - 国際予備審査 (PCT規則55.2(a)又は55.3(a))

2. この報告は下記の出願書類を基礎とした。(法第6条(PCT14条)の規定に基づく命令に応答するために提出された差替え用紙は、この報告において「出願時」とし、この報告に添付していない。)

- 出願時の国際出願書類
- 明細書
  - 第 1-12 \_\_\_\_\_ ページ、出願時に提出されたもの
  - 第 \_\_\_\_\_ ページ\*、 \_\_\_\_\_ 付けで国際予備審査機関が受理したもの
  - 第 \_\_\_\_\_ ページ\*、 \_\_\_\_\_ 付けで国際予備審査機関が受理したもの
- 請求の範囲
  - 第 \_\_\_\_\_ 項、出願時に提出されたもの
  - 第 \_\_\_\_\_ 項\*、PCT19条の規定に基づき補正されたもの
  - 第 1-6, 9-12 \_\_\_\_\_ 項\*、29.07.2005 付けで国際予備審査機関が受理したもの
  - 第 \_\_\_\_\_ 項\*、 \_\_\_\_\_ 付けで国際予備審査機関が受理したもの
- 図面
  - 第 1-2 \_\_\_\_\_ ページ/図、出願時に提出されたもの
  - 第 \_\_\_\_\_ ページ/図\*、 \_\_\_\_\_ 付けで国際予備審査機関が受理したもの
  - 第 \_\_\_\_\_ ページ/図\*、 \_\_\_\_\_ 付けで国際予備審査機関が受理したもの
- 配列表又は関連するテーブル  
配列表に関する補充欄を参照すること。

3.  補正により、下記の書類が削除された。

- 明細書 第 \_\_\_\_\_ ページ
- 請求の範囲 第 7-8 \_\_\_\_\_ 項
- 図面 第 \_\_\_\_\_ ページ/図
- 配列表 (具体的に記載すること) \_\_\_\_\_
- 配列表に関連するテーブル (具体的に記載すること) \_\_\_\_\_

4.  この報告は、補充欄に示したように、この報告に添付されかつ以下に示した補正が出願時における開示の範囲を超えてされたものと認められるので、その補正がされなかったものとして作成した。(PCT規則70.2(c))

- 明細書 第 \_\_\_\_\_ ページ
- 請求の範囲 第 \_\_\_\_\_ 項
- 図面 第 \_\_\_\_\_ ページ/図
- 配列表 (具体的に記載すること) \_\_\_\_\_
- 配列表に関連するテーブル (具体的に記載すること) \_\_\_\_\_

\* 4. に該当する場合、その用紙に "superseded" と記入されることがある。

第V欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての法第12条(PCT35条(2))に定める見解、  
それを裏付ける文献及び説明

1. 見解

新規性 (N)	請求の範囲 <u>1-6, 9-12</u>	有
	請求の範囲 _____	無
進歩性 (IS)	請求の範囲 <u>1-6, 9-12</u>	有
	請求の範囲 _____	無
産業上の利用可能性 (IA)	請求の範囲 <u>1-6, 9-12</u>	有
	請求の範囲 _____	無

2. 文献及び説明 (PCT規則 70.7)

請求の範囲 1-6, 9-12 に係る発明は、国際調査報告で引用された何れの文献にも開示されておらず、新規性・進歩性を有する。とくに、オゾン処理された植物油をメチルエステル化燃料の改質剤として用いる点については、何れの文献にも開示されていない。

## 請求の範囲

- [1] (補正後) 植物油をオゾン処理することにより得られるメチルエステル化燃料改質剤。
- [2] (補正後) 前記植物油はヒマワリ油である請求の範囲第1項記載のメチルエステル化燃料改質剤。
- [3] (補正後) トリグリセリドの不飽和二重結合部位がオゾニドを形成している請求の範囲第1項又は第2項記載のメチルエステル化燃料改質剤。
- [4] (補正後) メチルエステル化燃料の流動点を降下させることを特徴とする請求の範囲第1項から第3項のいずれか一項記載のメチルエステル化燃料改質剤。
- [5] (補正後) メチルエステル化燃料に含有させることにより、ディーゼルエンジンのトルクを向上させることを特徴とする請求の範囲第1項から第4項のいずれか一項記載のメチルエステル化燃料改質剤。
- [6] (補正後) メチルエステル化燃料に含有させることにより、ディーゼルエンジンの馬力を向上させることを特徴とする請求の範囲第1項から第5項のいずれか一項記載のメチルエステル化燃料改質剤。
- [7] (削除)
- [8] (削除)
- [9] (補正後) 少なくとも、メチルエステル化燃料及び/又は石油系軽油と、請求の範囲第1項から第6項のいずれか一項記載のメチルエステル化燃料改質剤と、を組成物として含有するディーゼルエンジン用燃料。
- [10] (補正後) 植物油にオゾン処理を行うことを特徴とするメチルエステル化燃料改質剤の製造方法。
- [11] (補正後) 請求の範囲第1項から第6項のいずれか一項記載のメチルエステル化燃料改質剤を、メチルエステル化燃料に含有させる、ディーゼルエンジンのトルク向上方法。
- [12] (補正後) 請求の範囲第1項から第6項のいずれか一項記載のメチルエステル化燃料改質剤を、メチルエステル化燃料に含有させる、ディーゼルエンジンの馬力向上方法。